## 成育医療等基本方針に基づく評価指標(都道府県関係抜粋)

保健医療関係	<u>項目</u> 	アウトプット           ・産科医師数(出生千対)	アウトカム(健康行動)	アウトカム (健康水準)	母子保健対策
<b>华健</b> 医療関係			・母体・新生児搬送数のうち受入困難事例の件数	・妊産婦死亡率	
<b>促健医療関係</b>	妊産婦の保	・新生児科医師数(出生千対) ・助産師数(出生千対)		• 新生児死亡率	
	健・医療提供	・妊産婦の居住する市町村の母子保健事業について、妊産婦に個			
	体制	別に情報提供を行っている周産期母子医療センター数			
		・支援が必要な里帰り出産する方について里帰り先の市町村及び 医療機関と情報共有・連携する体制がある(市町村数)			
	周 産後うつ	・ハイリスク妊産婦連携指導料1・2届出医療機関数	・産後ケア事業の利用率	・産後1か月時点での産後うつのハイリスク	
周産		・精神科医療機関を含めた地域の関係機関との連携体制がある (市町村数)		者の割合	
期	ij i		<ul><li>・妊婦の喫煙率</li><li>・妊娠中のパートナーの喫煙率</li></ul>		・県は、市町村の低出生体重児の支援で活用できるツー
	低出生体重児		・妊娠中のハートナーの英漢率		ルとして、かながわリトルベビーハンドブックを作成し、市町村が担う保健師等による母子保健の取組と連携
母子保健関係					し、低出生体重児の保護者等への支援の促進を図ります。
	妊産婦の口腔	  ・妊産婦の歯科健診を実施している(市町村数)	・妊産婦の歯科健診・保健指導受診率		・県や各市町村は、妊婦を対象とした歯科検診と歯科保
					健指導を行うことによりセルフケア技術や知識の普及を 図ります。
	流産・死産	・流産・死産をされた方の情報を把握する体制がある(市町村 数)			<u> </u>
	小児の保健・ 乳 医療提供体制	・小児人口当たりの小児科医師数	・小児救急搬送症例のうち受け入れ困難事例の件数		
保健医療関係乳		・乳幼児健康診査後のフォロー体制がある(市町村数)	・かかりつけ医 (医師・歯科医師など) をもっているこどもの割合		
	別別別別別別別別別の日腔		・かかりつけ医(医師・歯科医師など)をもっているこどもの割合(再掲)	・むし歯のない3歳児の割合	・保護者が乳幼児の歯と口の健康管理ができるように歯 みがき等の歯科保健指導や口腔機能発達に関する情報提
関係			・保護者がこどもの仕上げみがきをしている割合		供等を行います。
			・朝食を欠食するこどもの割合	・児童・生徒における痩身傾向児の割合	
学校保健等 関係	こどもの生活 習慣		・1週間の総運動時間 (体育授業を除く)が60分未	・児童・生徒における肥満傾向児の割合	
, Jan.			満の児童の割合	  ・十代の人工妊娠中絶率	・県は、不妊症・不育症、予期せぬ妊娠、低出生体重児
				・十代の性感染症罹患率	の出生要因の軽減のため、男女ともに性や妊娠に関する 正しい知識を身に付け、健康管理を促すプレコンセプ
	プレコンセプ				ションケアの推進を図ります。保健福祉事務所等に設置
<b>学</b>	ションケア				する性と健康の相談センターでのライフステージに応じ た健康教育・健康相談や、ウェブサイト「丘の上のお医
童					者さん」等での普及啓発を行います。
歯科口腔保健 男	明 学童期・思春 関期の口腔			・う蝕のない十代の割合 ・歯肉に疾病・異常がある十代の割合	
春	<b>季</b>	・市町村における発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親	・小児の訪問看護利用者数		・県は、居住する地域にかかわらず、等しく適切な医療、保険を持ち
朔	<del>기</del>	への早期支援体制整備への支援を県型保健所が行っている(都道 府県数)			療・保健・福祉サービスを受けられるよう、保育や教育等と連携した体制整備を行うとともに、長期療養児とそ
	障害児(発達	・発達障害児の療育を提供できる施設数			の保護者に対して保健福祉事務所等で相談支援や自立支援、ピアサポートを行います。医療的ケア児については
障害福祉関係	障害児を含む)等	・小児の訪問看護を実施している訪問看護ステーション数 ・医療的ケア児受け入れ保育所等施設数			「かながわ医療的ケア児支援センター」の地域相談窓口
	(7) 4	・医療的ケア児支援センターを設置している(都道府県数)			(ブランチ)、医療的ケア児等コーディネーターと連携 した支援を行います。
		・医療的ケア児等コーディネーターを配置している(市町村数)			
		・移行期医療支援センターを設置している(都道府県数)	・妊婦健康診査の未受診者を把握し支援する体制が		・県は、市町村が実施している乳幼児健康診査で予防接
			ある(市町村数)		種の状況の確認や精密検査受診者・未受診者のフォロー
			<u>・乳幼児健康診査の未受診者を把握し支援する体制</u> がある(市町村数)		アップが適切に行われているか市町村の状況の確認し、 必要に応じて体制整備や事業評価による支援を行いま
母子保健関係					す。 ・県や各市町村は、妊産婦のメンタルヘルスの観点も含
	児童虐待				め、妊産婦健康診査や乳幼児健康診査等で児童虐待のリ
全成	<b>全</b>				スクを判断し、関係機関と連携し妊娠期からの児童虐待 予防に資する適切な支援が行えるように、連絡票の活用
育 期	育 男		・到外旧期に休期の基金 ラガルカモ盆に よくれい		等により連携を図ります。
児童福祉関係			・乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない 子育てをしている親の割合		
障害福祉関係			・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 ・地域子育て支援拠点事業を実施している箇所数	・この地域で子育てをしたいと思う親の割合	
, _ 0 , 1,	ソーシャル		- 心必」日へ入政院が事末で大旭している自川ダ		
て関係	キャピタル			・ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者の割合	